

平成 23 年 7 月 13 日

鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針について

中央環境審議会 野生生物部会  
鳥獣保護管理小委員会

平成 22 年 9 月 27 日付け諮問第 292 号により、環境大臣から中央環境審議会に対してなされた「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針について」については、別添のとおりとすることが適当である。一方、引き続き検討を要する課題が以下のとおりあると考えられるので、今後、適切に対応されることを期待する。

シカ等による生態系や農林水産業等への被害が増大する中で、課題の解決に向けて国が指導力を発揮するための方策について、検討を行い適切な措置を取ること。

狩猟者の減少や高齢化、中山間地域の過疎化等が懸念されている中で、将来にわたって適切に機能し得るような個体群管理の体制について、検討を行い、適切な措置を取ること。

鳥獣の保護管理に携わる人材の確保と育成を一層強化するための方策について、検討を行い、適切な措置を取ること。

広域に分布する鳥獣の適切な管理に向けて、広域で連携した取組を推進するための方策について、検討を行い、適切な措置を取ること。

傷病鳥獣救護のあり方について、検討を行い、適切な措置を取ること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行状況について、時代に即して検討を行い、適切な措置を取ること。